

林羅山の翻訳文学：『化女集』・『狐媚鈔』を主として

中村，幸彦

<https://doi.org/10.15017/2332820>

出版情報：文學研究. 61, pp.135-147, 1963-03-20. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

林羅山の翻訳文学

——『化女集』・『狐媚鈔』を主として——

中村幸彦

主として報告しようとする二書は、先年来の肥前島原松平文庫の調査中に、見るを得たものである。よって、昭和三十五年秋の近世文学会や西日本国語国文学会の席上、同文庫の紹介中にも、

雑誌『文学』（昭和三六・一一、同三七・一月号）の同文庫紹介文中にも、大略は述べたのであるが、ここでは松平文庫の広い紹介を目的とした為に、詳細には至り得なかった。改めてここに

り上げる所以である。

『化女集』は大本一冊全二十六丁。内外題ともに「化女集」とある。末に「尚舎源忠房」「文庫」の印があり、同じ印をもつ多くの本と同じく、寛文から元祿の間の写。筆蹟から見て、寛文に近い頃の写と思われる。毎半葉十一行の平仮名交り文で、所々に誤写があつて、明らかに転写本である。「化女」とは筆者には珍しい語であるが、女性を教化するの意か、所収は、悉く妻としてその節義の称賛すべき人々、三十四人の伝となっている。そして皆大陸の書からの翻訳である。今その調査し得た出典を、目次

の順に従ってかかげる。ただし『化女集』には目次がない。任意に、その人名をかかげて、新しく仮に作る所である。

化女集

| | | |
|--------|-------------|---------|
| (伯姫) | 古列女伝四・宋恭伯姫 | |
| (女宗) | 同 二・宋鮑女宗 | |
| (杞梁妻) | 同 四・齊杞梁妻 | |
| (蔡人妻) | 同 四・蔡人妻 | |
| (京師節女) | 同 五・京師節女 | |
| (高行) | 同 四・梁寡高行 | |
| (穆姜) | 新統列女伝上・程文矩妻 | (音釈列女伝) |
| (楽羊子妻) | 同 上・楽羊子妻 | (古今列女伝) |
| (皇甫規妻) | 同 上・皇甫規妻 | (音釈列女伝) |
| (盛道妻) | 同 上・盛道之妻 | (三綱行実) |
| (文叔妻) | 同 上・曹文叔妻 | (關範凶集) |
| (李氏) | 同 上・衛敬瑜妻 | (三綱行実) |

| | | |
|--------|-------------|---------|
| (崔氏) | 新統列女伝上・趙元楷妻 | (古今列女伝) |
| (裴氏) | 同上・李德武妻 | (音釈列女伝) |
| (魏氏) | 同上・樊彦琛妻 | (古今列女伝) |
| (李氏) | 同上・王凝之妻 | (増補列女伝) |
| (趙氏) | 同上・趙氏之女 | (古今列女伝) |
| (徐氏) | 同上・徐氏之女 | (古今列女伝) |
| (李氏) | 同上・謝枋得妻 | (古今列女伝) |
| (雍氏) | 新統列女伝中・趙卯發妻 | (三綱行実) |
| (王貞婦) | 同上・王貞貞婦 | (古今列女伝) |
| (王氏婦) | 同上・王氏之婦 | (古今列女伝) |
| (蒲察氏) | 同上・蒲察氏 | (三綱行実) |
| (張義婦) | 同上・張氏義婦 | (三綱行実) |
| (童氏) | 同上・俞士淵妻 | (古今列女伝) |
| (王氏) | 同上・惠士玄妻 | (古今列女伝) |
| (朱氏) | 同上・黃仲起妻 | (三綱行実) |
| (劉氏) | 同上・李仲義妻 | (閑籠図集) |
| (寧氏女) | 同上・寧氏之女 | (古今列女伝) |
| (都弥妻) | 同上・都弥之妻 | (三綱行実) |
| (崔氏) | 同上・烈婦崔氏 | (三綱行実) |
| (葉中善女) | 同上・葉中善女 | (三綱行実) |
| (林氏) | 同上・儒士栢之女 | (三綱行実) |
| (金氏) | 同上・豊山金氏 | (三綱行実) |

『古列女伝』は勿論劉向のそれで、承応二年八月には、京都の室町通鯉山町小嶋弥左エ門から和刻も出ているし、北村季吟には和訳(明暦元年)もある。その外中江藤樹の『鑑草』(正保四

年)などを始めとし、徳川時代初期に流行した女訓書には、多くの例話を提供している。今一つの朝鮮某氏編の『新統列女伝』三巻も、「承応三年甲午五月穀旦」に、同じ小嶋弥左エ門から和刻が出、辻原元甫の『女論語』・『女訓』(明暦二年刊『女四書』の中)を始め、女訓書に利用された。共に甚だ流布の書である。『新統列女伝』に引用書として注記する所をも、念の為に括弧内に示したが、それらの書にも既に、徳川初期には輸入され、世に流布した本がままある。たとえば朝鮮の僕宿の『三綱行実』(和刻及び浅井了意による和訳も出刊)の如くである。しかし『化女集』は、『古列女伝』『新統列女伝』によった翻訳であることは、『新統列女伝』の配列に従った抄出であることや、原本との若干の比較からも間違いはない。

その翻訳の態度は、平易を旨とし、事を伝えるを主として、原本にも多いとは言えない文学的な修辭はこれを略し、事の内容も不道徳にわたるものは、出来るだけ簡略でまかせている。又、原本の各条を、よし遂語訳でなくとも、全貌を伝えるかと言うに、そうでもなく、その一部にとどめたものもある。その態度を示すべく、巻頭の一文を引く。

伯姫ハキは魯ロの宣公シヤンコウのむすめなり。宋ソウの恭公キヤウコウにとつけり。恭公死ぬ。ある夜この伯姫の居所より火出ぬ。左右のものとも、すこし火をさキボフり(「け」の誤写)給へといへば、伯姫のいわく、婦人の義保傳とて、二人のかしつきあらざれば、よる堂を出す。この二人きたるをまつといふ。しはらくありて保母はまいりて、傳母はいまたきたらす。左右のもの今はすこし火をさケり(「け」の誤写)給へといふ。伯姫のいわく婦人の義保母なれば、よる堂

を出すへからすといへり。義にそむきていきんよりは、義をまもりて死するにしかすとて、ついにやけしにけるとそ。

原文と比較するに、翻訳した部分は、ここではかなり忠実に、原文を追っている。しかし原文には、この前後になおいくらかの分量の文章がある。その文章は理論にわたっている為、全く略したものと思われる。この書の編者は、読者と予定した女性の教養を考えて、説話の提供を主としたことが、この一例からも推察出来る。

かかる態度からして、この書も亦、前掲の『鑑草』や『女四書』同様に、徳川時代に入って、この写本の年次頃迄に、多く出現した女訓書の一と見なしてよい。又一面、同じ頃大陸の説話文学が次々と翻訳を見ていたが、その一つと考えてもよい。いづれにせよ、それは小説史上仮名草子の中に分類される性質のものである。しかし従来の仮名草子研究にも、この『化女集』にふれるものなく、もれて来た。それでも注意すれば、既に彰考館の目録には、この名で登記されているのである。今、彰考館本を調査する暇がないが、同内容と考えて支障なからう。彰考館本との比較は後日に残すとして、なお別に『羅山林先生集』附録第四、羅山の「編著書目」の中に、「貞女倭字抄二巻」を見出したので、筆者は『文学』誌の紹介で、「私はその本を見たことがないが、羅山には貞女倭字抄二巻の著述があると言う。化女集の内容は、正に一種の貞女倭字抄であって、二者の關係を知りたいと思う」と書いた。それを見られた内閣文庫の福井保氏から早速に御教示を得た。その大体を合せ記しておく。内閣文庫には『貞女和字記』一冊を蔵する。既に『内閣文庫国書分類目録』上の六〇〇頁

下段に著録されていたのである。書名は内外題ともに『貞女和字記』とあり、巻頭書名の下に「民部卿法印林道春撰」と、著者は明記されている。そして、福井氏が三十四条の冒頭を一一に示されたのによれば、内容は、その説話の順序迄、全く『化女集』と等しい。しかも平仮名交り十一行、書写年次は、寛永から寛文頃と言う。同じような書きぶりで、松平文庫本にや先んじた書写のものであった。同時に示されただけの文章でも、漢字仮名の配分など極細部まで同じではないけれども、『化女集』と全く同じ内容と言つてよい。この書が又『貞女和字記』と題されていることが、福井氏によって明らかにされたことは欣快としなければならぬ。

しかし『和字記』即『倭字抄』との判断を下すには、「編著書目」の二巻と、現存の一冊との相違、いかなる理由で三つの書名を持つかなど問題は残る。殊に『貞女和字記』は、印記によれば後年に林述齋が入手したもので、もともと林家にあたつたものでないかもわからないのが若干気にかかる。それにしても、それは原本にあつたかいなかは、不明ながら（化女集にはない）早く寛永から寛文の間に、「民部卿法印」云々と著者名を附して写されているし、松平忠房は、林家と親しく、林家の著述を数々と写している所からして、これも羅山の著述、即ち『貞女倭字抄』と別に称されたもの、又はその一部と認めてよいのではなからうか。一部かとうたがうのは、現存では、『古列女伝』からのものは僅かに六話、二十八話が『新統列女伝』によつてゐるのは、『古列女伝』のそうした書物の中の權威からしてもいささか不審である。別に『古列女伝』からのものを多く含む一冊があつて、現存

は、その後半に相当するとも考えられるからである。

『化女集』が『貞女倭字抄』又はその一部に該当するとの推定があたれりとすれば、林羅山と言う幕府啓蒙期の大先輩が、藤樹や元甫や『倭小学』を著した山崎闇斎などの、後輩儒者に先んじて、かかる啓蒙的翻訳説話集を編んだことは、一応注目に値する。

二

『狐媚鈔』は大木一冊全五十丁。外題は「狐媚鈔」、内題は「狐媚倭字抄」。末に又「尚舎源忠房」「文庫」の二印があって、寛文元禄間の写で、転写本と見なすべきである。每半葉十一行片仮名交り。所収説話三十五話、書名の如く、悉く狐の怪に関する。その一篇「王知古」の末に「唐小説ニアリ又狐媚叢談ニアリ」と、全巻中ただ一つの注記を認める。唐小説とは何をさすか。この「王知古」と同内容が、『太平広記』巻四五五に「張直方」と題して収まり、「出三水小牘」と注記する。「三水小牘」は、これを収める『説郛』では宋の皇甫枚著とするが、『古今説海』などでは皇甫枚を唐人とする。ここの唐小説とは、『三水小牘』あたりをさすと見て、一応説明がつくが、『狐媚叢談』は、私には珍しい書であって、漸く『内閣文庫漢籍分類目録』の中に次の如く見出した。

狐媚叢談 五卷説狐一卷 明万曆刊(草玄居) 二冊

同 (明草玄居刊本) (林羅山手校本) 五卷説狐一卷

江戸初写 二冊

そして、これも福井保氏にお願いして、写真を見ることを得た。『叢談』の略は『目録』記載の如くで、所収百三十三条皆狐の話である。ただし『太平広記』巻四四七から巻四五五にいたる間

に所収のものと、同内容のものが多し。『狐媚鈔』と比較すれば『鈔』の悉くの条を、『叢談』の中に発見出来た。『狐媚倭字抄』とは、一に『狐媚叢談』の翻訳の意の命名だったのである。『叢談』の条との比較を次にかかげ、『太平広記』(人民文学出版社刊本による)所収のものをも合せて比較して見る。

狐媚倭字抄 狐媚叢談 太平広記

| | | |
|-----|--------------|-----------|
| 孫岩 | 狐截孫巖髮(一) | 孫巖(洛陽伽藍記) |
| 胡道洽 | 胡道洽死不見屍(一) | 胡道洽(異苑) |
| 宋大賢 | 宋大賢殺狐(一) | 宋大賢(法苑珠林) |
| 張簡 | 野狐戲張簡(一) | 張簡(朝野僉載) |
| 弥勒仏 | 狐化為弥勒仏(一) | 僧服礼(広異記) |
| 上官翼 | 上官翼毒狐(一) | 上官翼(広異記) |
| 王義方 | 王義方使野狐(一) | 王義方(朝野僉載) |
| 何讓之 | 何讓之得狐殊字文書(一) | 何讓之(乾膺子) |
| 楊伯成 | 道士收狐(一) | 楊伯成(広異記) |
| 劉甲 | 狐竊美婦(一) | 劉甲(広異記) |
| 鄭宏之 | 狐与黄檗為妖(一) | 鄭宏之(紀聞) |
| 羅公遠 | 羅公遠縛狐(一) | 汧陽令(広異記) |
| 李氏 | 小狐破大狐婚(一) | 李氏(広異記) |
| 韋明府 | 焚鴿巢斷狐(一) | 韋明府(広異記) |
| 謝混之 | 狐向台告県令(一) | 謝混之(広異記) |
| 王苞 | 葉靜能治狐(一) | 王苞(広異記) |
| 徐安 | 徐安妻騎故籠而飛(一) | 徐安(集異記) |
| 長孫甲 | 狐剛子(一) | 長孫甲(広異記) |
| 衆愛 | 狐吐媚珠(一) | 劉衆愛(広異記) |

| | | |
|------|-------------|------------|
| 王黠 | 王黠為狐婿(二) | 王黠(広異記) |
| 袁嘉祚 | 垣巢老狐(二) | 袁嘉祚(紀聞) |
| 党超元 | 狐仙(三) | |
| 許真 | 狐生九子(四) | 計真(宣室志) |
| 薛夔 | 狐跨獵犬奔走(四) | 薛夔(集異記) |
| 李令緒 | 牝狐為李令緒阿姑(三) | 李令緒(騰聽異志録) |
| 王生 | 狐戲王生(三) | 王生(靈怪録) |
| 尹媛 | 狐醉被殺(四) | 尹媛(宣室志) |
| 王知古 | 王知古資狐被逐(四) | 張直方(三水小牘) |
| 驪山 | 狐竜(四) | 狐竜(奇事記) |
| 王賈 | 王賈殺狐(四) | |
| 衢州 | 道人風劍斬狐(四) | |
| 施桂芳 | 施桂芳贅狐(五) | |
| 関西朝士 | 驪山狐(五) | |
| 蔣常 | 大別山狐(五) | |
| 小三兒 | 狐能治病(五) | |

『太平広記』の条と比較したのは、前掲の対比の示す如く、『鈔』には『広記』と同じ見出しのあることを述べたかったからである。『広記』は既に慶長九年林羅山の記した漢籍目録(『羅山林先生集』附録巻第一)や、同人の『梅村載筆』所収の目録にも登記されて、早く渡来していたことの明らかな書である。『狐媚鈔』の見出しは、この『広記』を参照して定めたかと思われる。しかし、そのままに横したのでなく、『叢談』に従いながら、人名で示す方法を学んだと見るべきである。

弥勒仏・狐化為弥勒仏・僧服礼

羅公遠・羅公遠縛狐・汧陽令の例など見れば、その間の事情は明らかである。『叢談』の「狐生九子」では、許真とある人物が、『広記』の同内容の条では、計真となっている。『鈔』は、許真としたのも、『叢談』を主とした一証である。

翻訳の底本も、従って勿論『叢談』であるが、『広記』をも参照した所がなくはない。『叢談』と『広記』の同内容の条は、きわめて僅かな文字の相違があるのであるが、それを比較して、

- 「胡道洽」時人以為狐也 (『叢談』)
- 時人咸謂狐也 (『広記』)
- 皆イフ狐ノバケタルナリ (『鈔』)

の如き『広記』によるかと思われる。しかし

- 「鄜宏之」宏之自寧州刺史改宣州 (『叢談』)
- 宏之自寧州刺史改定州 (『広記』)
- 宏之寧州ヨリウツリテ宣州ノ太守トナル時 (『鈔』)

- 「羅公遠」公遠設法成求与交戦 (『叢談』)
- 公遠法成求与交戦 (『広記』)
- 公遠法ヲマフケテ劉成トクラヘントス (『鈔』)

- 「李氏」狐酒令取東引桃枝以朱書板上作齊州郷里 (『叢談』)
- 胡綽胡邈 (『広記』)
- 狐乃令取東引桃枝以朱書板上作齊州郷里胡綽胡邈 (『鈔』)

- 「王苞」東ヘサシタル桃ノ枝ヲ取り朱ヲ以テ枝上ニ齊州郷里胡綽胡邈トカキテ (『鈔』)
- 婦人變為老狐 (『叢談』)

婦人得符為老狐 (『広記』)

女忽化シテ老狐トナリテ (『鈔』)

などは、その『叢談』によることは明らかであろう。後者の如き例の方が多いためである。全体の翻訳の態度は、ここでも亦逐語訳ではなく、話の内容を伝えるを主目的とする。省略も多いのだが、如何なる所を省略したかの第一は、『化女集』の場合と同じく、文学的修辭の部分である。「何讓之」の原文「何讓之得狐殊字文書」の一文は、次の例示からもうかがえて、甚だ美しい文章である。

一 陵上独有枯栢三四枚、其下盤石、可容數十人坐、見一翁、姿貌有異常輩、眉鬢皓然著賓幪巾襦袴、幘烏紗、抱膝南望、吟曰、野田荆棘春、閨閣綺羅新、出沒頭上日、生死眼前人、欲知我家在何処、北邙松柏正為隣、俄有一貴戚、金翠車輿、如花之婢數十、連袂笑樂而出徽安門、拱榆林店、又睇中橋之南北、垂楊松於天津、繁花明於上苑、紫禁綺陌、軋乱香塵、讓之方歎樓遲、独行踽踽、已訝前吟翁非人、翁忽又吟曰、洛陽女兒多、無奈孤翁老去何、讓之遽欲前執それを、『鈔』では、

其一ツノオカノ上ニ枯栢アリ其下ニ大石アリ一人ノ翁其石上ニ坐シテ詩ヲ吟ス俄ニ一貴人カサリタル粧ニテ行過ルアリ讓之思フヤウハサキノ翁ハ人ニアラシト見テトラヘントスル処ニと、簡単に訳し去っている。かかる省略も所々にある。第二に難解であったり、日本語にうつし難い所も、苦勞をさけて省略してゐる。

「上官翼毒狐」で、狐の女が言う言葉に、

我門戸雖難、郎州佐之子、兩相形迹、不願人知、但能有心、得方便、自来相就

とある中、「兩相形迹」がわかり難い。『広記』につけば、この所「兩俱形迹」とあるので、解を得るのであるが、『叢談』のみでは、わかりにくいまま、この全文を「我家ノ門戸ムツカシヒマヲ見テ来ラン」と、略しかすめてある。又「狐生九子」の始めも、

嘗西遊長安、至陝、与陝從事善、是日將告去、從事留飲酒、至暮方与別

とあるも、一寸読むとわかりがたい。『広記』では、「真与陝從事善」と、「真」の一字で主語を示してあるのだが、ここにもその一句にこだわらず、「西ノ方長安都へ赴ク陝州ノ奉行ノ所ニ至リテ終日酒ヲ飲テ暮ニ及テ帰ル」としている。「王知古養狐被逐」の始めは、張直方なる官吏が、入覲之礼をおさめた文章があって、日本語に改めにくい特殊な語がらねてあるので、全く省略してある。近世でも、翻訳態度の厳密になつた享保以後のように、語句そのものにとられる所がないのである。第三に、「驢山狐」の始めは、「愚説劉晨阮肇天台遇仙女之事心竊疑焉」ではじまる作者の議論めいたものがあるが、これも省略して、直に説話に入っている。何か努力を惜んだ如く、又杜撰な仕事の如く思われて、今日からすれば残念であるが、ともかく内容を早く伝えることに努力したが、その頃の文化輸入の傾向であつたことが、これからも窺われるのである。

その半面に、原文にない所を増補附加した所もないではない。第一に、年号などは、一々に時の帝を示して、時代を明瞭にす

る。「唐永徽中」「唐神龍中」が「唐ノ高宗皇帝ノ永徽年中」「唐ノ中宗ノ神龍年中」となっているし、原文には「唐神龍令」「羅公遠縛狐」とのみあるを、後出する所によって、始めに「唐玄宗ノ御宇ニ」とわざ／＼おいて、時代を明瞭にする。教育的な意味の外に恐らくは内容を事実にしく思わせる意図があつてのことであろう。第二に内容について、訳者の意見を加えた所がある。「李令緒」の末に、

金花カ令緒ニ語ル次第八阿姑モ金花モ本ハ人ニシテ死シテ其幽靈ノ現スルニ似タルカサレトモ前方江夏巫ノ令緒ニ語ルニ二狐ト対談スト云ヲ以テ考フレハ畢竟皆狐ノ所為ナルヘシ又阿姑カ二人ノ娘ノ嫁スル事ニヨリテ予州ヘ赴クト云ヒ又令緒予州ヨリ帰ル時ニ阿姑ニ女ノ嫁スルヲ待タヌヤト云事其首尾ソロハス

とある。乏しい例であるが、かくの如きもある。第三は、その内容に関して、訳者の所懐を附した所もある。「弥勒仏」の条で、狐と知らずして、弥勒仏と信仰していたが、服礼なる人物がその化の皮をあらわした話のあとで、

世上狐ノ弥勒多カルヘシ服礼カ如ナル人ニアハサル故ニ其ハケアラハレス

とする。「王義方」で、狐つかいがやがて死んだ話をして、日本ニテモ世俗ニ吒呖尼天ノ法ナレイツナノ法ナレヨク修習セルモノハ希ニテ身ヲホロホスコトハ多カリキ

とする。前者は仏法をもって世をまどわすものを指し、後者も邪道の行われるものでないを述べたもの。既成の仏法を初め、不合理なものをきびしくしりぞけた、近世初めの儒者の口吻であることは、一見して明らかである。「衆愛」の末にも、原文がない、

狐からとる娼業についての説明があるが、これは『狐媚叢談』の巻頭に「説狐」と題して、総論にあたるものがそなわっているが、その一条を合せ用いたものであった。第四に同じ条に「狐九ツノ尾アリテ金色ナルハ天ニ通ス是ヲ天狐ト号ス通力アリ殺スヘカラス」とある如き、語注に類したのも所々に附加してある。訳者の新しい附加は勿論、読者をおもんばかつての挙であろう。前の『化女集』とも似て、その啓蒙的な訳述態度は、この附加の部分に、最も明確にあらわれている。

儒者的で啓蒙的な訳述態度をうかがって、その訳者は何人かと考へる時、内閣文庫所蔵の、林羅山の手校本に想倒する。同書は「処々図雖多有而今少略」と羅山自ら書して、原本即ち前出の明版の美しい挿画を略した以外は、字配もそのままに写したものである。末に、三行で「狐媚叢談全部五巻藏在秘府余因曝御書就而僦写之且加硃句訖 壬申七月十二日 羅山子」と、羅山自ら書してある。壬申は寛永九年、その年羅山が、秘府の本即ち前出の明版によって写させたのが、この本であった。とすれば、一応それ程に、この本に関心を懐いた羅山を編者に擬すことも、この本が前述の如く林家と親しかった松平家の文庫で写されたことも合せて、不自然ではない。ひるがえって、羅山の「編著書目」を検するに、「仙鬼狐談三巻」がある。この書名は甚だ熟さない。「仙談」「鬼談」「狐談」の各一巻を合せたものと考えられなうであろうか。この想像が許されるとすれば、『狐媚鈔』は、『狐談』に相当させるに、誠にふさわしい内容である。その訳述態度、この珍しい本の当時における持主であったこと、松平文庫に写される可能性の多い林家の主であること、そして『狐談』に

相当する内容など、様々の条件を合せかねる人物として、林羅山を、この『狐媚鈔』の訳述者に定めたいと思う。

ついでをもつて、「仙鬼狐談」の、『狐談』以外のものにふれておく。『鬼談』については後述に残して、『仙談』なる書は知る所がないが、羅山の著述目録には、別々になって、儒仙(刊本)・詩仙(刊本ありと言ふ)・武仙(刊本)の三部がある。その中で、見るを得た『儒仙』『武仙』ともに半紙本全十九丁。『儒仙』は二本を見たが、いづれにも、著者も刊記もなかった。しかし寛文十年の書籍目録には、『詩仙』『武仙』『儒仙』とも、各一冊で、みな林道春の著として登記されている。羅山の著、この年以前の刊である。『儒仙』の内容は、神農から王陽明まで、儒学に関係する主要人物三十六人を、左右に配して、十八組の肖像をのせる。その頭部に、略歴を漢文で書いて、羅山自らの作であろう、七言絶句の賛詩を一詩宛附してある。『武仙』も全く同体裁で、ここでは、太公望から、岳飛まで、やはり三十六人の兵術家武將が、同じように像され、伝され、賛されたものである。これによって想像するに、『詩仙』も同じものである。肥前島原松平文庫に、写本で羅山等の詩仙三十六人賛なるものがあるが、この賛をやはり用いて刊行したものと見てよからう。が、これがそのままであるならば、全部漢文漢詩であつて、『狐媚鈔』とならべて、『仙談』などと称すべきものではない。が、ここに朝倉治彦氏のご教示で見ると、国会図書館蔵の『武選叢鈔』なる一写本がある。書名の仙・選の文字は違ふが、その三十六人の武將の選択と、その賛とは全く等しい。のみならず、これには「鈔」の文字を附す如く、各人の賛に続いて、各の人物を紹介した片仮

名まじりの和文が附してある。そして末に、語注や、賛の大意も見える。和文の部分は大体は正史により、時に雑史による逸話をも加えて、刊本『武仙』の漢文の略伝より遙に詳しく、十分に読み物たるに耐えるものである。末に言う。

右武選三十六將ハ林道春撰集スル所也本朝ノ歌仙ニ效テ左右ヲ分チ周ノ初メヨリ宋ノ末ニ至マテノ名將ヲ時代ノ先後ヲ以テ叙(ツイデ)タリ讚語ハ道春・梅洞・春齋父子三人ノ作也

と。もしかかる鈔が、『儒仙』『詩仙』にもあつて、それを合せたとすれば、正に『狐媚鈔』に並記できる『仙談』となるであろう。が、これは今の段階では、筆者においても、一つの想像として、呈出するまでである。それにしてもこれで一つ明らかになつたことは、羅山の編著には、この『叢鈔』の如く、助手の手を加えることがあることである。

この推量を許されるとすれば、羅山は、『化女集』の如き教訓説話集を編著したのみならず、『狐媚鈔』の如き興味本位の怪談集、それも仮名草子の一群をなすのであるが、その怪談集にも手を染めていたこととなつて、又注目に値しよう。

羅山は、既に言われる如く、当代の朱子学者達を代表して、合理主義者であつた。儒仏を論じて、仏は怪異虚誕を説く点を、これをしりぞける一原因とする。が彼の隨筆(『文集』六五―七五)を見ると、異常に「怪」に関心を示している。段成式の『西陽雜俎』を読んで、凡そ三十篇二十卷、仙仏怪異にわたらざるがないので、巻を捲うて嘆息し、「子不語怪、故余亦言之而已」など見ると、儒仏論に示した彼の面目のままの如くである。しかし或人に、孔子は怪力乱神を語らずと言ふが、『書経』・『易経』そして『春秋』に

も怪を述べる所が多々あるではないかと問い正されて、

当ニ言フベクシテ言ハザルコトナク、当ニ断スベクシテ断セザルナシ、是ヲ以テ、春秋ハ災異戦伐ヲ書ルシ、易礼ハ鬼神ヲ論ズ、己ムコトヲ得ズシテ、之ニ及ベバ、則チ必訓戒アリ、神ニ於テハ則チソノ理ヲ論ジ、以テ当世ノ惑ヲ解ク、世人ノ徒ニ語リテ反ツテ、人ヲ惑スガゴトキニ非ズ、然モ其ノ之ニ及ブコト亦鮮シ（もと漢文）

と弁解するなどでは少々あふなくなる。これは孔子の爲に弁ずるのでなく、『狐媚鈔』の如きを羅山の著とすると、自己弁護のうたがいが濃い。彼も亦、その翻訳では、訓戒を加え、人を惑わすをさけると言おうとするのであろう。又いわゆる二十四孝は怪異談多く、有道の者に述べる所でないが、世俗の論としては肯定すべきを言い、更に、荘子の文章が活法ありとするくだりに至っては、活法有ル所以ノモノハ、怪ヲ語ルヲ以テノ故也、文ヲ作ル者ノ

荘子ノ書ヲ廢ツベカラズ

とあって、文章換言して、文学には大いに怪を語れと言うが如きで、これが彼の本心ではなかつたらうか。彼がかの土の怪異の書を多く読んだことは既に調査がある（沢田瑞穂氏「林羅山と唐山小説その他」『東洋文化』百七十五）。合理主義者の彼は、勧善懲悪の文学観を持った儒者らしく、訓戒を加えながらも、怪を語るが多かつたのではなからうかと、思われてくるのである。

三

筆者はやや煩雑にわたって、訳述態度を例示して来たのは、仮名草子の啓蒙性、又は徳川時代初期の啓蒙性と称されるものの性格を、この一角からでも具体的にうかがいたかつたからである。

が、ここに来て、羅山その人の著述を広く見れば、中国の故事や格言を訳出した小出大和守の求に応じた『童觀抄』（万治二年）や『愚言抄』（元和六年）にも、『棠陰比事』を訳した『棠陰比事諺解』にも同じ傾向が存する。箇条書きに再書すれば、一に文学書では、その表現は第二義として、説話の内容に主眼をおいた。二に正確に伝えるよりも、拙速を尊んだ。三にその時々用途に応じて省略附加、功利的にかなりに変化を与えた。四に倫理性が兩面ヤハスアルが多かつたカレドホス。

「編著書目」は『貞女倭字記』や『仙鬼狐談』など三十九部を上げた末に、「右三十九部 大猷院殿御治世間所応教也」と注する。大猷院家光が、それぞれの時に応じた必要で命じたのであろうが、それに応じた羅山の編述であつたのである。当時の儒者が、新社会の急速な建設の指導者としての役割を、上は將軍家に対しても、かかる姿勢ではたしていたのである。このことは羅山以外の儒者が、一般社会に対する仮名草子の著述の態度にも共通するものであつたらう。

四

筆が仮名草子の問題にわたつたので、羅山の著か如何かが問題になつている『恠談』（殆ど同内容が『怪談全書』として元禄十一年刊）についてもふれておくことにする。例の「編著書目」に、

恠談

寛永末、幕府（家光）御不例時応教猷之爲被慰御病心一也とあって、羅山にこの書名の著述のあつたことはうたがえない。問題は現存する『恠談』又は『怪談全書』が、羅山の著の『恠

「談」かいかがかにある。現存する多くの写本刊本を調査されて、長沢規矩也先生は「怪談全書の著者について」（法政大学国文学会編『国文学誌要』昭和一〇年一月号）、「怪談全書・奇異雑談集についての疑問」（愛知大学文学会編『文学論叢』三二年三月号）なる論文で、そのことを否定された。その理由の中には、

一、古今説海に出典があるものについては、時にこれを説海と略し、時にこれを古今説海の各話を分類して立てた綱目である説淵という名称で記し、時には各話の基く原典の書名で出してゐるなど、甚しく不統一であることは専門の漢学者のなす所らしくなく、殊に説淵の名でも出ずなどは、むしろ徒に出典の種類を多くしようとする浅学者のしわざに近いこと。

一、「怪談全書」式の内容の書物はかなり多い。然るに、その伝鈔本の中では最も古いと思われる家蔵の「怪談」及び「幽霊之事」ともに羅山の署名がない。

一、羅山の署名のあるものは、右の二書より書写年代の降る、家蔵の「怪談録」及び天理図書館所蔵の「奇異怪談抄」であるが、その形式文章が羅山本人の手に成るものとは認められない。

など、誠に従わざるを得ないものがある。筆者もその後、この説により羅山説を否定していたのであるが、筆者の想像では、羅山編著とすべき『化女集』『狐媚鈔』と、類似の二部が出現した。一々のべないが、『怪談』各章と、そのよった唐土の原文とを比較検討すれば、『化女集』や『狐媚鈔』が原文に対したと等しい態度を発見する。勿論それは恐らくは当時の儒者共通のことで、それのみによって羅山の編とすることは出来ないが、この機会に

今一度この書を羅山編著とする可能性について検討する必要があると思われる。それに先立ち、新出松平文庫の『怪談』一冊を紹介する。実は『文学』誌における紹介では、粗雑なノートを記憶によって補い、早々に書いた為、とんでもない間違いを書いたしまったので、ここで訂正しておく必要もあつたの故である。

大本墨付一冊五十九丁。外題内題共に「怪談」とある。片仮名交り毎半葉十一行。又「尚舎源忠房」「文庫」の二印があつて、寛文頃の写である。所収とその順序は次の如くである。

望帝（「前書已有之不及再書」と注あり）・詰汾・王帳（鈍の誤り）
・伍子胥（「此亦在前書不可再書也」と注あり）
・淳于焚・呂球・偃王・韋叔堅・馬頭娘・韓朋・元緒・歐陽紘・巴西侯・李瑄・斂客・張守一・姚生・潤王・中山狼・魚服・三娘子
・袁氏・蚩蚩・轟隱娘・張遵言・薛昭・郭元振・侯元・頼省幹
・玉真娘子・陰摩羅鬼・金鳳釵

である。長沢先生御所蔵の写本「怪談録」と同じ所収順序で、「巴西侯」「三娘子」「薛昭」の三つが、『怪談全書』とその位置を異にしている。「望帝」「伍子胥」二条に注記があつて、本文の存することは『怪談全書』に等しいが、この書と相違して、林羅山の署名はどこにも見出されない。

さて著者の問題を、「望帝」ら二条に見える、「前書」云々の注記から入ってゆこう。松平文庫本及び『怪談全書』は、再書するなど注しながら、本文はある。長沢先生御所蔵の『怪談』にはこの二条は欠けている。この二条を持つ天理図書館蔵の『奇異怪談抄』と名づける一異本は注記がない。これらをもって考えて見ると、この注記は、一旦原稿を作成して、浄書再書させる時のも

のであることは明らかである。よって、編著者は、初めこの二条を書いた。そして「前書」なるものに、同じものを収めたことに気づいたので自ら注記した。従って、その後には写本をしたものは、一に注記をもそのままに本文を存して写すものがある。松平文庫本や『怪談全書』の姿である。二に注記に従って本文を略すものがある。長沢先生の『怪談』の如き姿をとるものである。三に『奇異怪談抄』の場合は、注記以前の姿と一応思われるが、そうではなからう。本文を写せば、何の用もない注記を削ったものと考えておこう。とすれば松平文庫本の如きは、最も初稿の姿を忠実に伝えるものと言える。実は「前書」云々の注記は、『狐媚鈔』にも存するのである。同書の「上官翼」の見出しの下に「前書有之不及再書」「李令緒」の見出しの下にも「不及清書之」と注記する。忠実な松平文庫本の筆者達は、全く同文庫の『怪談』の場合同様、注記をしたままに本文を写したのである。『狐媚鈔』が羅山の著で、かかる現象があるとすれば、同じような注記を認める『怪談』も、羅山の著たる可能性が濃くなってくる。し

からば、それらの「前書」とは、如何なる書であろうか。筆者は長沢先生の論文中に、(『文学論双』)紹介された、『幽霊之事』なる一書を、それに相当させようと思う。地漢隔であって、拝見の機を得ずに本稿を執筆するのであるが、寛永に近いその写本は、同じく怪奇の説話二十条の集で、中に「甞令(太平広記)」「伍子胥(東坡詩注・方輿勝覽)」の二条がある。甞令は、『怪談全書』や『怪談』の「望帝」の条にも冒頭にその名に見える人物である。この条は望帝と同内容と考えてよい。「伍子胥」は『怪談全書』でも『方輿勝覽』を引用書にしている。ただし長沢

先生は「題材には怪談全書や後述の奇異雑談集と同一典拠のものが見えるが、その内容は同一文章ではない」と、断って居られる。しかし、見来ったような徳川時代初期の内容本位の翻訳態度の下においては、話の内容さえ同じならば、それを「前書已有之」と称したとしても支障ないであろう。

もし、この想像があたれば、『怪談』と『幽霊之事』は同一人の著述となる。更に筆者は一見もしない書について大胆に過ぎる想像を持っている。『幽霊之事』なる書は、前出の羅山著『仙鬼狐談』の一卷、『鬼談』か、その一部分に相当すると考えてみよう。鬼は勿論中国では、死霊即ち幽霊である。『幽霊之事』の収める二十話は、長沢先生のかかげる目次によっても悉く「鬼」の語のようであって、『鬼談』の書名をもって不思議ではない。一部分かとするのは、『狐媚鈔』の三十数条に比して、所収の少きにすぎることから、『幽霊之事』の題が、既に首を欠いだ為の仮題かと思われるからでもある。全部か一部分かはいずれにせよ、この想像があたりとすれば、『怪談』は当然羅山の著述となる可能性が出てくる。『狐媚鈔』の「前書」はいかに。「上官翼」は、息子についた狐を、「鬼」かとし、又狐の死後のことに及べば、『鬼談』に入れても余り支障のない一条である。「李令緒」の場合は、既に掲げた如く羅山自らも幽霊か狐かとうたがった後記をつけてある。よっていづれにも入れることを断念して「不及清書之」と注したとすれば、一応解釈がつく。『狐媚鈔』の「前書」も、『鬼談』と解してよいようでもある。それでよいなら、益々、『怪談』が羅山著たる影が濃くなる。

かく「前書」について考えて来れば、長沢先生の提出された疑

問のいくつかは、自然違つた角度から考えられて来る。

『幽霊之事』が、後の刊本に入らなかつたのは、『武選讀鈔』の如きかと想像される『仙談』や『狐媚鈔』と想像される『狐談』などと共に、一群をなしていた『鬼談』であつたからで、それらは共に『惟談』とは別の群をなし、『惟談』が刊本『怪談録』となつた時序を書いた俳人で書肆であつた松月堂不角などの出版関係者の目にもふれなかつたのである。

羅山署名の問題は長沢先生御説の如く、後人が加えた気味が強い。『化女集』の場合、異本の『貞女和字記』にのみあるが、それも最初からあつたか、どうか疑問のあることは既に述べた。思うに羅山は、この種の著述には署名をしなかつたのではなからうか。かなり忠実な管の松平家の写本には、悉く署名を欠くのが一証である。もし又、『遍著書目』の言う如く家光に献呈したものならば、転々筆写された原本は、林家における草稿のはずである。「前書」云々の注は、その草稿によることを物語る。とすれば署名をしてなくても、それはそれでよいとなるかも知れない。それにしても「右一冊故有而書之于時寛永廿年癸未羅山子」（『奇異怪談抄』）とか、「右一冊者堀田加賀守正盛承台命使余抄出焉 慶安二己丑年二月日林道春作之」（写本『怪談録』）の如きは、文章の意味からは筆者は羅山でなければならぬが、どうしても羅山の文章でありようがないものを附した書がある。誤つた漢文であり、同じ内容のものに、違う年月日の奥がつく。後人のさかしらであるのは明らかである。が既に見た如く、これを欠くものも段々あり、違つた奥があることは、本文とこれらの奥とは、別のものたることを示す証とならないであらうか。ここに著

者明記のない書がある。これに著者を記入する場合、一つは噂や定説がある時、今一つはそれらしい人を仮りに附す時の二つの態度がある。後者には善意の推定と、悪意の仮託がある。前者の場合、別の人が記入しても、「源氏物語」の紫式部である如く、同じ結果となる。後者は記入者の相違によつて、別人が著者となること、『仁勢物語』に、松永貞徳、烏丸光広説がある如くである。『怪談』の場合、編著者をもつ三つ、『奇異怪談抄』と、『怪談録』と、刊本の『怪談全書』は奥の内容から見て、本の体裁から見て、原本のものになかつたとすれば、別人の記入となる。それで皆同じく林羅山とするのは、当時この書を羅山とする一般の噂があつたからではないか。そしてその羅山が、文集末の「書目」にある如く、將軍家光に献じたことまでも、伝わつていたが、その時期には、寛永と慶安の二説があつた。為に、怪談抄と怪談録のある時の筆者が、いかにも羅山の自記らしく、それく聞く所を、奥に書いたであらう。そうした根性の者の常として、半半可で、誤つた漢文を書いた。又は仮託の奥を書いた連中が、時期までも仮りに作つた。又はその漢文を後統の筆者が誤写したと見てもよい。大分持つて廻つた推量であるが、以上の如くであるとすれば、珍妙な奥書は、当時即ち元禄以前に、この書を羅山作とする噂があつたことの証になつて、かえつて羅山作とする一証拠になるのではなからうか。延宝六年刊の『江戸三吟』所見の附句に「悪鬼と成つて姿はそのまま、正三の書置れたる物がたり、ここに道春これもこれとて」と、道春羅山の登場するのは、この『惟談』の著者としての噂の故ではあるまいか。しかもこの句の作者信章は、林家にも出入した山口素堂である。

甚だ専門家らしからぬ出典の記載については、二通りの考が出来る。羅山が自ら、その話を見出した書籍を、記憶や、再びその原典を検して記したものと先ず考えて見る。その場合でも、「出典の種類を多くしよう」とする意識は確にはたらいっている。がそれは「浅学者のしわざ」としてではなく、「浅学者」を読者とした為、一つでも多く書名を読者の頭にとどめようとした、啓蒙者としての所為であったとすればまがりなりにも解釈がつく。二つの書を合せのせる書き方も、既に『狐媚鈔』に、「唐小説ニアリ又狐媚叢談ニアリ」と見えると同じであって、又啓蒙的態度から出たものと考える。が出典の注記は『武選讀鈔』で、助手のあったことを見たが、その助手達、又は林家の年少の人々やその塾の学生達の手になったと考えることも出来る。現に『化女集』には注記なく『狐媚鈔』では、主に一つによったとはいえ、『太平広記』にはさまざまと出典を示すのに、ただ一方所間がぬけた様な注記があるのみである。かく本によって違うのは、羅山の注と見ず、別人とした方がよいようである。又『惟談』転写の原本が草稿であったらしい所からしても、出典注記を別人とする方がよいかも知れない。その場合は本当に「浅学者のしわざ」だったこととなる。

以上『惟談』についての考えは、有力な否定のある現在、自然これを羅山作とする可能性を検討する方向に傾いた為、早慮浅考のなからんかを筆者自らも感じるのであるが、羅山作とする可能性もなお若干あるうかと、新しい二書の紹介を機に述べたものである。

林羅山の翻訳文学と言う題からすれば、『棠陰比事諺解』を初

め、「書目」に見える、『聖賢王談』『愚悪王談』『折獄抄』など、合せ考えねばなるまいが、未見のものも多いし、副題とした範囲で筆をおく。

追記 井上忠氏の努力で出刊を見た貝原益軒の『玩古目錄』を見るに、その宝永六年八十才の条に「狐媚叢談二冊有目五卷」とある。流石博覧の益軒で、かかる本を見ていたのである。松平文庫本の『狐媚鈔』は勿論、宝永六年よりは、先に写されたもの、成立はやはり幕初とすべきであるが、念の為に追記する。末筆ながら、数々お世話いただいた福井保氏、朝倉治彦氏に謝意を表す。